

第9回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年8月22日）Aグループ 全文

ファシリテーター

それではAグループ、よろしくお願いします。本日も含めて8月はあと2回の議論となります。このグループでの議論について、9月からとりまとめに入るためには、8月末までには一通りの議論を終える必要がありますので、委員のみなさまの進行管理にご協力をよろしくお願いします。ではこのグループの議論は、検討用資料の5-1の8ページ、指定外就学のところから再開します。

事務局

この前事務局からご提案させていただきましたのは、以前からお配りしておりますように、大阪市でも指定外就学の基準を決めているんですけども、今回、東京都区部の資料を、前回政令指定都市の資料もお配りしましたが、そこと比べますと本市の場合は、認めている要件が非常に限定的といったところがあります。特に地理的に近い学校に行くとか、あるいは中学校でしたら部活動とか、他都市では認めている事例が結構ありますが、本市の場合では認めていないという経緯がございます。新たな要件を入れるかどうかは1点と。それから、この間、大阪市の要件で市民の方から問い合わせがあるのは、認めている条件についてもうちょっと柔軟に運用してもらえないかというのが何件かあります。一番多いのは、例えば転居の場合に、高学年の場合でしたら小学校の場合5年生以上、中学校の場合2年生以上、引き続き卒業まで通学すること数年前から認めているわけですが、例えば、小学校の場合でしたら、お兄ちゃんお姉ちゃんが小学校5年生以上でしたらそれで行けるんですけども、弟妹さんが3年生以下の場合はその学年末までは就学は認めていますけども、翌年度からは下のお子さんは新たな住所地の学校へ就学して欲しいというようにしていますので、結果としてきょうだいで行く学校が別れたりすることも発生するというので、そういった方々からはきょうだい同じ学校に通わせてもらえないかという問い合わせはこれまで起こっております。そういった運用基準も柔軟に、例えばきょうだいがいけば下のお子さんそのまま従来の学校への就学を認めてあげるとか。それから、小学校はそれで卒業出来るんですけども、中学校になった段階で新たな住所地の学校となりますので、やはりそうなりますと、小学校からの友達関係が切られてしまうということで、せっかく出来た友達関係でそのまま通えないかという問い合わせもあります。そういったところの運用をですね、事項としてはあるんですけども、より柔軟に弾力的に運用していくのが良いのかどうか、といったところを中心に、いろいろ意見交換と考え方みたいなものを出していただければ事務局とて非常にありがたいです。

ファシリテーター

今事務局から説明がありましたが、まず最初は指定外就学の許可基準について、検討し

てみたいと思います。本市の許可基準の状況については説明がありました。そういう許可基準と、他の市が認めている許可基準もございまして、それは次に書いてある、本市が現在認めていない許可基準について議論を行うということで、マル1、通学の利便性などの地理的理由、部活動等学校独自の活動、そういったものが色々考えられるかと思っておりますので、そういう許可基準についてご検討いただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

事務局

この間、東京のほうでも、選択制も含めて地理的なより家から近い学校へ通いたいというのがありますし、学校教育フォーラムでも、今認めていないけれども、柔軟に認めていったらどうだというのが各区でも結構意見として出ておりましたので、一定ニーズはあるかと思っております。他の政令指定都市では、だいたい距離制限を設けているんですけども、本来の指定校が2キロ以上離れているとか、指定校がもともと遠いという形に限定しておりますので、実際の運用事例はたぶんほとんど無いのかと思われまして。東京都区部のほうは、距離制限はあまり付けていないのが多いです。より近い学校であれば、というところで、文部科学省の例示のほうも遠距離の場合とか、より近い場合、どちらのやり方も認めておりますので東京都区部のような考え方もあろうかと思っております。本市のほうは、以前、いくつかピックアップした市内の校区図というのを見ていただきましたけれども、やはり小学校300校近くありまして、区によりましては小学校同士が隣接しているところもあります。これは事務局の私の私見でもありますが、他の指定都市であるような2キロというのを入れてしまいますと、実際、この事項を整理しても運用事例が発生しにくいのではないかと思われまして、2キロというのをそのまま入れるのはどうかと個人的には思うところがあります。ただ、反対にですね、一定の距離みたいなものを出しておかないと分からないということもあります。例えば指定校が800メートルで、隣接校が700メートルといったよく似た事例もありますし、個々の問い合わせに対応するために、2キロまでは無いんですけども、本市の実情に即した距離的なものを明示しておくほうが、より保護者には分かりやすいものになるのかと思っております。そういう事に対してそれが良いのかどうかということも色々議論していただければと思っております。クラブ活動のほうはですね、これは選択制で認めているところはあるんですけども、ただ、やはり教員の人事移動はつきものですので、それは一定分かったうえでというところがあるかと思っております。

ファシリテーター

どうぞ、ご意見がありましたら。

委員

質問です。2キロだったら発生しないということですけども、1キロだったらどうですか。

事務局

区によって違います。小学校の場合は 2 キロを超えますと、市営交通のパス券を出すということに決まっております。実際 2 キロを超えて出している学校は市内に数校だけですので、そのまま入れてしまいますと、ほとんどの小学校の校下が該当しないということになりまして、保護者にはあまり魅力的な制度にならないと思います。この間、言っていますのは、隣の学校がごく近くにあると。例えば校区の端っこにお住まいの方が、隣の学校のほうが従来の学校よりも半分ぐらいの時間で行けるとというのが、これはもう市内各地にあるわけです。例えば、市外から転居するときに、より近い学校があるのに、通学区域での学校ではないと言われましたと。何とか通えませんか、という問い合わせはあります。ひとつの案は、距離は整理しないといけません、例えば指定校以外の学校が自宅から 500 メートル以内にある場合とか 400 メートル以内にある場合とかがありますと、非常に距離が近いという形になりますので、親御さんがそちらの学校に通学させてあげたいという場合は認めてあげるというのもひとつのやり方です。何か明示をしておかないと、単に自宅から遠い近いとなってしまうと、個々の問題で後の運用が難しいということになりますので、一定の距離的なものなのか、通学までの徒歩の時間的なものなのか、何かそういったものを明示しておけば良いかと思います。基本的に選択制は各区での議論となっておりますけれども、区を跨いで近いとかいうことは 24 区、どの区も起こりえることです。区の境目のところをどうしていくのかということですが、基本的にはどの区も抱えている問題だと思いますけれども、ただ、区の中にも学校の配置状況が必ずしも均等になっておりませんので、お住まいによってはこれがいろんな対象になる方もおられれば、結局あまり変わらないという方もおられると思います。今までは全くそういう申し出をお断りしてきましたので、学校選択制と同じ様にこういう事案を、特に距離関係は東京都区部でほとんど認めておりますので、わかりやすい事案ではないかと。例えばそこに幹線道路がありましたら通学の安全の問題とも関わってきますので、そういったところはあると思います。

ファシリテーター

よろしいですか。

委員

そうすると、400 メートルぐらいっていうのが目安になるんですかね。

事務局

一定、小学校 1 年生の子どもの足でだいたい 10 分歩いて何メートルぐらいなのか、それが 500 メートルだったらそれがひとつの目安ですねと。と言いますのはいろんな事例が出てくるわけですね。指定校が 800 メートルか、700 メートルか、ほぼ隣接している場合等色々出てきます。指定校よりはるかに近いところに別の学校があるのに、そこに今は通え

ませんから、そういったものを認めてあげるのであれば、隣の学校が本当に自宅から近いといった事例を認めてあげれば非常にわかりやすいことになるのかと思います。結局、東京で選択制をやっているところはこの指定校緩和を緩めて、さらに選択制を入れていますから、ある意味、制度的にはどちらも併用されています。これは選択制とこの基準というのは同時に並列することは実際に運用していますので可能かと思います。後は各区のほうで議論していただきますけども、指定校緩和と選択制と同時にやれば色々なバリエーションは提示できるかと思うところです。指定校緩和の場合も東京の事例では選択制と一緒に受け入れの学校の教室も含めて一定の限界というのは起こりますので、受け入れが出来るのが例えば15人だったという場合に、15人以上の希望があった場合は、これも抽選をせざるを得ません。ただ、この指定校緩和の場合は就学通知を送ってからやっていただきますので、時期的には就学通知は1月末に送っていますので、その時期は基本的には変えたくないと思っていますので、送ってご家庭に届いてからの話かなと。選択制の場合は、就学通知を送るまでに希望を出していただきますので、そこでの制度の兼ね合いも整理をしていく必要があります。そのへんは、東京都区部の運用を再度聞いているところですので、またご報告いたします。

それと、区長会の皆さんともお話をしないといけないのですが、これは事項別に認めるか認めないかという形ですので、選択制のいろんな手法に関しては各区のほうの実情で意見集約してもらったらと思いますが、こちらに関しては、実施時期は選択制と揃えるとしても、緩めるのは24区同時に緩めたらどうかと思っています。そのへんはまだ教育委員会の中でも議論しないといけませんし、区長会とも議論していかないといけません、そのへんもご意見を出していただけたらと思います。

委員

ちょっとタタキ台ということですけども、選択制を取る場合と、それから選択制無しで指定外就学、指定校変更だけのケースでやる場合と、ケースを分けて考えないといけないと思います。横の関係がどういうふうになるのかも考えないといけないと思います。選択制の場合は、まず皆さんどこへ行きたいですか、という希望を皆さんに表明してもらって、でも、希望されても落ちることがありますよ、ダメなときがありますよと。でも、地元の学校はきちんと保証しますよという体系になっているわけですね。で、その済んだ後にですね、ところで、選択制を敷いた結果こういうふうになりましたけども、他に色々問題点ありませんか？ということをお伺いして、その中でもし保護者の方から「いや、実はうちは選択制ではダメだったんだけど、距離が近いとか、きょうだいがいるとかいろんな事情があるので、次のステップの指定外就学で認めてください」というケースがあるということが考えられます。指定校変更という手続きだけでやるとどうなるか考えてみたんですけど、基本的にはまず行政のほうから「あなたはここに行ってくださいね」という指定が来て、それに対して、「うちはこんな特別な事情があるから変更してください」とお

願いをして、行政が認めれば変更するということになるわけです。具体的に言えば、その基準を極めて厳しくすれば今と一緒で、ほとんど認められない。広げてしまうとほとんど選択制と変わらないような、クラブ活動で認めたり、いろんなことで認めましょう認めましょう認めましょう、とこういうふうになってしまうとほとんど選択制と変わらなくなって、極端な話をしたら、1校に沢山来たってそんなに受け入れられないと。皆さん同じ条件ですから抽選をしましょうと。そういうケースが出てくるかと思えます。そういうふたつの典型的な違いがあると思えます。

もうひとつはですね、事務局から皆さんのお手元に行った東京都の指定外就学の事例が沢山ありますよね。それを見て私は、指定外就学で認めている中にはものすごく大事な事があるように思いました。あまり簡単に言ったらダメなのですが、例えばクラブ活動はある程度柔軟性があるというか、認めても認めなくてもという要素があるかと思えますが、逆にここの中に盛り込まれている中で、病気で継続的に病院に通わないといけない、そのためには家ではなく、病院のそばの学校に是非行かせて欲しいというケースを指定外就学で認めているケースや、例えば家庭の事情でお父さんお母さんがいなくなって、住所地はここですけど誰もいない、で、やむを得ず親戚の方とか知り合いの方がその子どもを預かっている場合、これはやっぱり認めてあげよう。それから今大きな問題となっているいじめの問題、こういうのはどの制度をとるにしても、とにかく優先的に認めてあげないといけないのではないかという気がします。つまりこれは地元の学校へ行くことを優先させますという価値観よりも先にですね、こんな人たちを排除したらもう教育を受ける権利なんてほとんど認められないというふうなことになるのではないかと思います。ですから、選択制による場合、補完的に指定外就学がある場合、区によっては選択制を導入しないという場合においてもですね、大事なことはそういう方たち、ほかにはもちろん特別支援学級、特別支援学校に行かれる方たちは別枠で優先順位を考えてあげて、先にきちんと決めるという手続きが必要なのではないかと思えます。それを確立したうえで、皆さんのところで選択制とか指定外通学とかをやっていただくと。で、その時は相互の関係がありますから、選択制で大きなものを認めるのであれば、指定外就学というのはある程度、例外的な事情について規定しておけば良いということも有りだろうと思えます。もちろん、ハンデを負った方は最優先で認めるというのが前提ですよ。それで選択制をやって、その後、指定外就学で変更を認めるという条件を置いておくと。その前に学年途中で起きたケースとか、ある意味例外的なケースについて認める機能を持つような変更になるのではないかというふうな気がします。片一方で、もし選択制をやらないという区があれば、これはその区のご判断、ご意向によるしかないんですけども、児童生徒の方、あるいは保護者の方がどう考えられるか。やらないは良いけど、もっと広げて欲しいという意見がある中、やはり指定校の変更というのは広げて認めてあげるような方向が良いのではと思います。ただ具体的な問題を言うと、クラブ活動はどの程度認めるか、前回のご議論でクラブ活動は種類とか強さとかそういうのではなくて、「有る」「無し」が大きなポイントだというご

意見が出たんですけども、本当にそのとおりだと思います。このレベルを認めるか認めないかというのがひとつの問題点になろうかと思います。それは選択制のところでも、クラブ活動が大事だということがあれば、校区の優先と同じレベルでやるのかというような、要するにいろんな理由の中で優先順位が付けられるのではないかと、漫然とこれが許可条件ですと、選択制の内容は理由を問わずに選択しますよと、抽選しますよ、というのではなく、優先順位がある程度考えられるのではないかということをお知らせしておきます。

事務局

東京のほうで中野区や北区のように選択制を入れていない4区は指定校緩和で対応しておりますが、どういう運用をしているのかというと、1月に就学通知書を送ってその就学通知書にそういう指定校緩和の制度がありますよというのをお知らせして、たぶん2月ぐらいに該当するという保護者から申し出があれば、一定の申出期間を設けて対応しているようです。

それで、選択制と併用しているところをもう一度調べてみますと言ったのは、小学校1年生、中学校1年生、いわゆる選択制の対象となる学年に関しては基本的に選択制でこういう距離的な問題、クラブ活動の問題も全部対応をされています。指定校緩和というのはあるんですが、これはどちらかと言えば、他の学年や転入生になりますと、もともと選択制の対象外となっていますので、そういった方に選択制と同じではありませんけども一定の選択幅を認めるという区がございまして、今、仰った、選択制をやって、もう一度指定校緩和という、俗に言うダブルチャンスということは今のところ聞いておりません。ただ、やり方としてはそういうやり方も可能ではあります。

だからそういう意味で言えば、選択制ではこの前から皆さんに議論いただいておりますように、子どものことを考えても入学時の1回のみですね、というご意見が多かったと思いますが、そうすると途中で転校してきた子はどうなるかといったところでこの指定校緩和で理由的に幅広く認めておくと、選択制と同じような効果を持たすことも出来るかと思われれます。ダブルチャンス的なことをやっているところがあるかどうかは調べてみます。今まで聞いたところでは、大体そういうやり方をやっているという聞いております。

委員

東京の指定外就学ということで資料を送られてきているんですけども、私、東京に長いこと住んでいたのだから分かるんですけど、区ごとによって違うわけですね。中野区はどうだと、文京、千代田がどうなっているというのが、何故こうしているのかもある程度想像がつくんですね。実際、クラブ活動で言いますと、4つはクラブ活動が無いから認めると。これ、学校の広さが違うよと、生徒数も違うよと、土地も安いよと色々な条件があるのでハッキリ言って一概に言えない。長崎市の例でありましたけど、これこれこういう理由だからこうなっているんですというところがこの資料だけではたぶん読めないと思うんで

すね。当然、住宅地であったり、昔からの墨田区であったり、いろいろありますけど、まずこれだけ送ってこられても、正直、東京の区を知らない人にとっては全く意味が無いとか、そのへんが出てくるのかなとまず思っています。次にですね、指定校緩和というところで言いますと、基準設定の難しさはあると思っています。東京の例でいきましたも、なぜその学校に行くのかということは、書類が必要ですよね。医者 of 証明書であったり、諸々の証明書が必要で、校長先生の推薦書が必要です。じゃあその時点での基準、公平さをどう保つんだというところは出てくるのかと思います。地理的なことだけで言えば、指定校緩和って簡単な話だと思うんですけども、実際にこれを読んでみても、指定校変更の理由には医師の診断書、不動産売買契約書、源泉徴収票、勤務証明、祖父母との関係がわかる書類だとか、ここを緩くすると公平さが保たれないし、全く意味が無くなるというところがあります。先ほどのクラブ活動の話に戻りますけども、やっぱり東京で安くサッカークラブが周りにあるところとそうでないところ、中野区は住宅地でサッカー部が無いところ、といういろんな背景がありますので、クラブ活動の件については、大阪市でも区ごとにいろんな特性があると思いますので、そういったところで指定校緩和をどういうふうに決めていくのかを考えるとときに基準設定が大事だなと思います。

委員

東京で、クラブ活動で学校選択出来るということをされていますけども、例えば先生の転勤とかがありますよね。

委員

そうです。それは東京でも同じです。

委員

一緒ですよ。その時の問題というのは…

事務局

東京都もほとんどの区で、特にクラブとかになってきますとやっぱり顧問の問題、吹奏楽部である先生がいるのであればというようなことがあると思うんですけども、これは聞いた区は全部仰っていましたけども、教員は校長先生以下、必ず人事異動があります。だから、行ったけれど、結果としてお子さんがいる3年間、やりたいクラブの顧問の先生が変わらない場合もあるし、1年生のときはおられたけれども、2年生に上がるときにその先生が他の学校へ変わられたということは、これはもう十分あることですよ。だから、その理由で選ぶことは自由ですけども、そういったところも十分留意はして欲しいという話はちゃんと教育委員会もしていますし、各学校でも説明会をするようにされていますけれども、各学校でもそのことはちゃんと触れるようにしているというふうには聞いていま

す。反対にですね、先生動いたからあの先生の学校へまた変わりたいというのは認めませんということですので、そこは一定保護者としてリスクといえればリスクになると思います。ただ、クラブがあるか無いかということになれば、顧問の先生が動いてクラブがすぐ無くなるというのではなくて、クラブを存続させるような仕組みづくりを学校だけでしんどいのであれば、地域も含めて教育委員会もそうですけど行政も含めてその支援体制をどうするのかというのも併せて必要かと思います。

委員

質問なんですけど、スポーツでいいますと、学校の先生はかじったことがある程度ですよ、クラブ活動と言っても。で、そういう先生、「あの先生教えるのが上手い」と言って追う親御さんっているんでしょうか？

委員

大阪の中でもすごく活発で強い学校もあるんですけれども、先生が変わって、段々今までの活動と変わってきたとなったときに、先ほども言われた「ある」「なし」の問題であると言っても、強くなってきたときに段々変わってくるんですね。それでその矛先が、校長先生に来ることが非常に問題かなというふうに思うんです、負担がかかるので。それだったらそのところを指定外とするのではなく、選択制のほうがまだ良いのかと思ったりするんです。

事務局

一応事務局も、クラブ活動の指導者招聘事業という形で従来からしておるんですけども、現状、それに対応出来ているところと、十分対応しきれていない側面があることはありますけども、そういう仕組みづくりはうちも既に作り上げていますので、そこも一緒にどう改良していくのかを考えていかなければならないと思います。本来は、すべての学校でいろんなクラブ活動が盛んになってくれるのが一番本来の在り方ですけども、現状としたら保護者から見ると、あそこはこの活動が熱心であると、ここはこちらの活動が熱心だというような話に、あるいは卒業生のほうからそういった話が伝わったりしますので、特に中学生ぐらいになりますと、親御さんも含めて子どもさんも「そういうのだったらあそこへ行きたいな」と言うお子さんも何人か出てきますので、小学校の選択とは少し意味合いが異なるところがあるのかと思います。

委員

例えばその中学校に行きたいと言う生徒さんを優先的に行かせましょうと。じゃあどう判断するのですかと。ベスト 8 に入ったねとか、この子は間違いなくプロになる素質があるというのをプロが証明するのか、そこの曖昧さっていうのは…

事務局

私立のクラブ活動はいろいろ思いも込めてやっていますが、公立の中学校でクラブ活動をどこまで位置づけるのかというのは、その事項を認めたときに、どこまでの要件の子を認めてあげるのかというのは、そこの整理もしておかなければ、行政、現場サイドと親御さんとの意識のズレというのが出てきますので、そうなるとう学校現場のほうも親御さんから言われてしんどいということがあると思いますので、そこのところは整理しておく必要があると思います。

委員

今仰った感じだと、生徒さん側に能力が有るか無いかという、実力があるかどうかという話だと思いますけれど、そういうことではなくて、学校側に受け入れ体制があるかどうかという問題にしたほうが良いと思います。子どもの問題ではなくて、学校の問題として。そうすると、今の中学校のクラブ活動がどう配置されているかわからないんですけども、例えばこの5つのクラブは顧問がいなくなっても存続させますとか、うちの中学校はこの5つとかこの3つにしますとかを中学校ごとに提示して、その3つだったら固いですよ、というような。

委員

僕らが子どもの時からなんですけども、グラウンドがあつて野球が占める、ソフトボールが占めると。で、体育館もバレー、バスケットボールが占めると。で、卓球どうするかと。運動場の取り合いなんですよ。ここでテニス部が出来たのでテニスコートがあると。これはハッキリ言って、さっきもありましたけど、その学校で代々こういうスポーツをやっているところが占めてくるんですよ。剣道、柔道、それはいろいろだが、本当に小さなクラブ活動で、ということになってくると、これはやっぱり学校が考えることではないという気がします。それを言い出したらキリが無いと思います。

委員

中学校のほうから言いましたら、ひとつはさきほどお話がありましたが、顧問の指導力の問題がありますね。実際にその顧問が、自分が学生時代にその部活動で経験があると。だから実技指導が可能であるということがひとつと、もうひとつは指導者としての指導力ですよね。この両方を兼ね備えている教員がいることは確かです。で、例えば吹奏楽にしても運動部にしても、その顧問が赴任した学校が急にガッと力量が上がると。例えば吹奏楽で金賞を取る、全国大会に行く、部活動でも府の大会で優勝して全国大会に行くとか、明らかにその顧問の力量で、その学校の部活動が活性化するというのは現実問題としてはあるのは確かです。ですからそういう顧問は当然有名になりますので、あの先生がおられる学校に行きたいということで、実際に学校にも問い合わせが来る場合もありますし、教

育委員会にも電話がある場合もあります。ただ、中学校の場合は、教科担任制ですので、その顧問が転勤したと。例えばサッカー部の顧問が教科が数学であったと。で、転勤したと。そうしたらその場合に、転勤されたら次、数学の教員が足りないので数学の教員を入れれないといけないのですが、必ずしもサッカーが出来るとは限らないという、教科と指導できるクラブが一致しないというのが結構多いんですね。それが、中学校の部活動が難しいというのはそこなんです。ですから実際に中学校で今していますのは、顧問がいなくなったときには、実際に昨年度まで教えてもらった子どもがいますので、すぐに廃部はできないと。だから学校のほうで、いわゆる集団指導体制ということで、何名かの者がほかの部を持ちながら、兼ねてその部を、例えば3人なら3人の先生で面倒をみましょうと。その子ども達が在学中はそのメンバーで見ると。ただ、新しくその部の指導が出来る顧問が次の年も来ない可能性もあるので、例えば2年後にはもう廃部になりますよということをあらかじめ保護者の方にもお伝えをしておくというようなことにしています。2年後に例えば新しく先生が入ってきたら、その部は存続ということになりますのでね、そういうようなことも学校現場としては現実としてやっているんです。ですからそういう教科と部の指導が出来る先生が一致しないというのが一番大きな課題ですね。これはもういくら教育委員会にお願いしても、無理なものは無理なんですね、これは。

委員

そこばかり言っているわけにはいきませんものね。

委員

ですから部活動の指導者招聘事業を活用して、技術指導が出来る人を派遣してもらうことは可能なのですが、それも年間の指導をしてもらえる日数が限られていますので、毎日というわけにはいかないということがあるんですね。こういうことも非常に難しい問題ということです。

委員

先ほどもキリが無いというふうに仰っていましたが、まさにそのとおりなんですね。もうひとつ、選択制と指定外就学という2つのケースに分けて考える必要があると思います。選択制の場合は、ある意味で大雑把なところがあって、校区に住んでいるという特定事情は考慮されるんですけども、あとの事情は理由を付さないですよね。こういう事情だから第1希望にしますということは問わないわけで、で、その中で希望を認めていく、多かったら抽選にすると、こういうふうな公平の保ち方をしているわけですね。そういう意味では確かにキリが無いということに関しては、解決法のひとつかもしれません。例えば、クラブ活動と言うけど、僕はこの学校は教え方がこういうふうになっているからこの学校が好きなんだとか、いろいろ諸事情があると思うんですよ。園芸活動をやっているからいい

んだとか、あの先生がいるからとか、いろんなことがある。それをいちいち優先順位が付けられないと、そのへんのところとはとにかく聞かないで、とにかくこうやろうという選択制の特徴みたいな、強みみたいなものはあると思います。

片一方で、指定外就学というのは非常に大事な役割で、厳格に順番を付けてやらないといけない。クラブ活動をどの程度に入れるのか、学校が綺麗だからとか、この先生がいるからとか、順位をどうつけていってどこまで認めるか、あるいはいっぺんに出てきてどれを認めてどれを認めないとするか、非常に難しい。そうすると、これもまた抽選にしようか、ということになってしまう。

委員

例えばクラブ活動でしたらね、他の例えば泉佐野とかでしたかね、近くの学校にクラブ活動のときだけ行くとかということが認められていますよね。だからそういうふうに、例えばこの学校は今吹奏楽が強いからここに行きたいというのであれば認めるという、学校自体が変わるのではなくて、クラブ活動だけを別活動にする、それを保護者に責任を持ってもらうなりするとか、そういう仕方だけでもいけるのかなという気はしているんですよね。

委員

発想が逆だと思うんです。選択制だったら自分が住んでいるところがあって、この学校へ、隣の学校だったら隣の学校へ行きたいと。何らかの理由でね。だから選択するわけでしょう、積極的に。ところがこの指定外就学の場合は逆で、今、行かないといけない学校に何らかの不都合があるから違うところへ行かせて欲しいという発想です。例えばクラブ活動だったら、自分が行かないといけない中学校にバスケットボール部が無いと。小学校のときにミニバスをやっていたのに、続けてやりたいのに無いと。隣の学校に行ったらバスケット部があるから、そういう時にバスケット部があるところに行かせて欲しいという希望だと思うんです。こっちが不都合だから。だから、優先順位がどうたらこうたらとか、クラブの先生が優秀だからここへ行かせて欲しいというのは指定外就学のやり方ではないと思う。

委員

確かに指定外就学で常に使われているのは、特段の事情という言葉で、非常に厳格なところがありますよね。それだけに優先的に認められるだろうし、要件も厳しい。いろんな証明書を出させたりとかしているところがありますよね。それにクラブ活動を認めて良いのかという疑問もあるかもしれない。

委員

クラブ活動に関しては、いろんな学校側の事情もあるので、例えば学校を選ぶ、学校ご

と変わるとかではなくて、クラブ活動だけを緩和するとかという方向で、指定外就学とは関係ないですけど、そういう方向で緩和するということがひとつあると思います。指定外就学と学校選択制の関係で問題だと思うのは、特段の事情があるわけですよね。指定外就学でいったら、どこの学校でも好きに選ぶということよりも重い事情があるわけですよね。そうすると順番、この通知の順番で運用ということになると、指定外就学のほうが後にくるんですよね。それがやっぱり一番問題だと思うんです。

委員

仰るとおりだと思うんです。選択制にしる指定外就学にしる、2番目の措置なんですよね。つまり学校選択制はまず学校を選択してもらってから変更する、それから指定外就学はまず行政が指定してから変更するということになっています。中身を見ると非常に重大な人が多い。その人をまず先に意見を聴いて、その人をきちんと入学校、就学校を指定しておいて、それからやるということが望ましいと思っています。

委員

そうですね、それでいうと先ほどのお話だと、指定外就学だと1月に指定校の通知を出してから、変更ということになりますよね。学校選択制だと11月ですね、11月に希望を出すんですよね。

委員

抽選はいつ？

事務局

もう一度確認しますが、どちらの制度も持っているところ、品川区とかも持っているんですが、選択制の対象となっている小学校1年、中学校1年、これは基本的に選択制で完結していると思います。クラブ活動とかも選択の希望ですから、親御さんによればクラブ活動の関係で選ぶ方もいれば、地理的な理由で選ぶ方もいれば、いろんなことで選ぶ方がいます。たぶん指定外基準で認めている事由は、すべて選択制の中に入っていてそこで完結出来ると。ただ、あるのは途中の学年の方や転入生は選択制の対象外になっていますから、その方を指定外基準の緩和で拾うという形になっていると思います。やり方としては、そういう考え方がありますのでたぶんダブルチャンス方式でやっているところは無いのではないかと。基本的には小学校1年生、中学校1年生は選択制という、この制度で完結してしまうということになっているのではないかと思います。

委員

ちょっと教えてもらいたいのですが、学校選択は大阪市全体の形を決める訳じゃないで

すか。指定外就学も同じ大阪市全体の枠組みで考えたら良いのですか？

事務局

一応、選択制に関してはこの間言っておりますように、区でいろいろどういう選択方法にするか、小学校するかどうかとかとなります。教育委員会の中でも今後意見を揉まないといけないのですが、指定外基準に関しては、どちらかというところ、転居とか、クラブとかの事項別になっていますので、これに関しては教育委員会のほうで24区一斉に、仮に緩めるのであれば緩めると。ただ、緩める時期は選択制の時期とその調整はする必要があるのでと思います。

委員

選択制をやらないとなった区がもしあったら、厳しくしていたら、そこは全然何も無い？

事務局

今と変わらないです。

委員

今と変わらないわけですね。

事務局

指定外基準を緩めておくと、例えば地理的なもの、クラブ的なもの、それ以外の事由、今、認めていない事由がですね、この指定校緩和によって認められていくという形になれば、たぶん…

委員

選択制の議論とは全く関係なく、市全体・共通の指定外就学の基準を作るというのは難しいです。というのは、指定外就学の基準を最大に緩めた場合、選択制を採用した区にとって、不要な部分が含まれることとなります。その場合は指定外就学の基準を絞って特別の事情、他区からの転入や年度内に発生した事象への対応などに限定することが必要になったりします。指定外就学の基準を全市一律しかも広くすると、選択制を採用した区の場合、選択制の抽選で漏れたから今度は指定外就学で、というダブルの制度になってしまいます。

事務局

もう一度調べさせてもらいますが、東京のほうでされているのは、1年生、選択制の対象学年は、指定外基準というよりも選択制ですべて聴いてしまうと。この間聞いていますの

は、途中の学年から転居してきた人、あるいは学年途中で事由が発生した人、非常に限られていますが、そういった人の場合を指定外就学で拾っていると。だから、選択制とこれを実際の運用上は掛け合わせてはいないと聞いております。

委員

そういう留意点を付けて選択制を取られるときにはこういう配慮をしてくださいねとか、あるいは選択制を導入したい場合には、指定外就学の運用も配慮してくださいねとか、留意が当然だろうと思います。当然、市の統一したルールでやらないといけないのは守口市とか堺市とか、隣接市に対する通学の緩和というのは共通のものとして固める。そのほかについては各区の実情に応じて指定外就学の独自規定を認めないといけないのではないかと思います。

事務局

選択制の場合は事項を聴かないですが、指定外基準の場合は事項をすべて出していますので、そこをどう出すかというところだと思います。結局出したら地理的なものとか、区によってですね、特殊な事情を持っている事由が出るかもしれません。それは我々も調べていかないとわかりません。そのへんは例えば区長さんのほうに、うちの場合は他の区とは違うこういう事情があるんですよと、これを指定校緩和の中のうち区では盛り込んでおく必要がありますよという形で、そこは区長さんに考えていただくということはあるだと思います。例えばクラブ活動とか地理的なものになりますと、基本的な状況は仮に発生すれば24区同じような状況だと思いますので、共通的な項目と一部各区において、区長さんが実情を把握して、特殊な要素がありますよというのであれば、それは追記して認めるというのがあり得るかと思います。

委員

私は学校選択制の主旨からすると、クラブ活動は学校選択制のほうで考えるべきことであって、指定外就学のことからは外さないといけないと思います。クラブ活動どうこうというのは、いわゆる各学校での特色ある学校という観点で判断すれば良いことであって、指定外就学は先ほどからも話が出ていますように、特殊な事情がある場合に限って校区と違う学校へ行くことを認めると、それは子どものためだという観点です。クラブ活動はそういう観点からすると、ズレているなと思います。ですからこれはもう選択制のほうで考えるべきものである、だから指定外就学からは部活動はもう外すと、こう言わないと私は混乱が起こればと思いますね。部活動となったら相当希望者が出る可能性があると思います。そこはやっぱり原則、今まで守ってきたルールは守らないと、校区そのものがぐちゃぐちゃになってしまうと思います。

事務局

希望ということで皆さん同じ条件で希望している訳ですけども、自由となりますと先ほどあったように、どの人の分を認めて、どの人の分を認めないのか。全員受け入れられるんでしたら良いんですが、受け入れに制限があれば、誰から認めるのか。保護者からしたら、うちの場合は認められなくて、何故あの人の場合は認められて、何故むこうのほうが優先順位が高いのか、保護者にもわからないのでそのへんの問題は、苦情的なものも現場の校長先生にも寄せられてくるでしょうし、考慮しないといけないと思います。

委員

東京の実例はあまり参考にならないというような状況ですね。東京のを見ると両方ありますね。指定外通学の中にクラブ活動を入れているところがあります。

事務局

ただ、今言いましたようにほとんどダブルチャンスで、一番選ぶのは中 1 に上がる時になりますので、基本的には選択制で終結しているのかと思います。今一度問い合わせてみます。

委員

感覚として、学校選択制を先に入れていたら、もうそっちのほうで全部が対応できるというのもわからなくもないですが、指定外就学の基準というのは、やっぱり特殊事情によるということが大きいと思うんです。学校選択制が先で、指定外就学が後という順番がすごく気になります。指定外就学が特殊な事情が認められるべきという観点で言えば、子どものためには。だから先に指定外就学の基準の分があって、残りの空きがあるのであれば学校選択というのであれば納得がいくんですけど。学校選択の枠をどれぐらい中学校、小学校で用意するかということが先にありますので、何かすごく矛盾があると思うんですね。

委員

前に言っておられたように、選択制で例えば抽選になりましたよ、と。あなたは通りましたよ、ではなくて、要は私学も受検したということで仮に入っていて、後で指定外の人をこの人は理由があるということで1枚入れていって、最終的に仮の人がどんどん下がって、残ったところというふうにしたら別に問題は無いのでは。

委員

だいたい、保護者の意見を聴かないというのはちょっとおかしいと思っているんですよ。まず真っ先にその中で聴く順序があって、皆さんの中でハンデがある方はいらっしゃいませんか。病院に子どもが通っている、治療を受けている、そこの学校へ行きたいという

そういうふうな特別な事情、特段の事情がある方はまず真っ先に手を挙げてください、というのをまず募って、それで定員をある程度予測が出ますよね。それから次に地元の方の推測が出ますよね。人数的に学校の作業のところになるんですけども。そうすると後の残りの人数が出てくるということの見通しのもとで、選択制をやる場合は、あと、これだけの空きがありますからやってくださいと。制度全体として意見を聴く順番の中で、クラブ活動は最初に手を挙げるところのグループに入らないのではないかと思います。

委員

人数的にね、そういうハンデのある方がいきなり 10 人バンと学校に来るわけじゃないですか。

委員

基本的にはもちろん就学予定者名簿というものが小学校で言えば 9 月末頃に来るんですよ。まだ決定ではない予定者ですが。その前に、だいたい障がいをお持ちのお子さんがいてるところでいえば、うちなんかは来年、再来年の春に入ってくるお子さんの相談ももう乗っています、今から。で、どんなことが出来るだろうかとか状況を知らせてもらって、うちの学校ではここまでの条件でこういうふうに今していますと。どうですか？と。心配なことがあったらと言ってもらうというやりとりはずっとしています。大体わかるんですよ、入ってくるまでに。で、夏休み終わってすぐ、9 月にもう来年度の特別支援学級の設置のヒアリングがありますので、地域にどういうお子さんがいらっしゃるのかということはある程度把握しておかないといけないんですよ、学校としてはツテの無い中で。

委員

そうなんですよ、従来の特別支援学級とか入られて、そのときはネットワークで把握できるかもしれませんが、漏れる方もいらっしゃるのではないかと心配です。

委員

そうですね。幼稚園とか保育所とかからいろんな情報を集めながら、、、。

委員

制度的にきちんと担保してあげて、その声がちゃんと漏れなく学校に上がってくるような仕組みを、、、。

委員

それはいると思いますけどね。で、そこで大体把握出来ますので、10 月から 11 月にかけて就学時健康診断というのをやりますので、そのときに葉書を出して、何月何日に学校で

健康診断をしますのと。その時にご心配なことがあれば教育相談にも乗りますということで教育相談も開けていますので、大体そこでほぼ来年これぐらい来るというのがわかります。来ない人、居所がわからない人というのを一生懸命調べて、区役所と連絡しながら家に行ったりして、居るか居ないかを確認をして、最終的に就学通知書が来るのが1月と。その時点で決定ではなく、保護者からしたら学校から就学時健康診断の案内が来た時点で、ここの学校へたぶん行くんだなということについてはわかっておられると思います。

委員

それを制度的にきちっとわかるように、実務慣行としてやっているのではなくて、制度としてハッキリこういうふうにやりますからということを出しておくのが必要ですね。

委員

それで大体どうしてもうちの学校が嫌だということがあれば何か考えられたり、僕らも相談を受けますけれど。

委員

東京の区の例を批判するわけではないですが、指定外通学を拒む理由として、「学級編制上の支障が出る場合」とか書いてあるんですよ。これだけ重要な問題を抱えている人ですね、学級編制を理由に受け入れないのは、制度としてはやっぱりしてはダメだと思う。

委員

通知書が来るじゃないですか。で、こういうことがわかっている人がどれだけいるのかと思うんです。だからわからずここに行くだろうと。入って、どうだこうだと文句を言う人。で、わかっている人は最初から指定外で行かせて欲しいとか。で、一番がこの引っ越しをして、きょうだいが、下が残って違う学校に行って、上の子だけがこの学校に残るというのがやっぱり一番苦勞されているところです。親は一人しかいないので、あっちもこっちも行かないといけない。下が低学年で上が6年生とかになったらいる間は一緒に行けるんですけど、例えば同じ学校にいても、上の子が中学校に行ったときに、その学校からの距離とかもあるので、そういったことは考えていってあげないといけないとは思いますが、親からしたら同じ学校に出来たら通わせて欲しいと非常に言われるので。その制度も知っている、引っ越しをしてみると言ってからわかられる保護者もいるので、実際にどこまでこの制度を理解されているのか。

事務局

東京のほうも、実際にどこまで周知するかによって、実際の申請件数が全然違うと。うちもこれを緩めるだけではね、たぶんこの制度自体、まず指定校緩和があるということ自

体を知っているという親御さんはごく少数で、ほとんどの方は聞いてみて初めてあるのかと。小学校の説明会でも、こういう制度がありますよという説明は、どの学校でも基本的にしませんから、皆さんこれを知らないという形です。今回はこういう制度があるんだということはたぶん広く知れることになるのではないかと思います。ただひとつ、そこは緩めてもどういう周知をするのかは課題であると思います。

実は東京の江戸川区がですね、選択制のときに、どうやっているのかはもう一度聞きますけれども、希望票を出すときにですね、いわゆる選択制の希望を出すのと併せて指定外のいろんな事由がありますけれども、そういう事由がある場合は事由に基づいて通学区域外の学校を出す場合と、2つの申請を同時に受けているんですよ、江戸川区さんは。で通常の学校選択制は希望調査を募って多ければ抽選と。特別な事由があって申請された方は教育委員会で審査して決定をしますと。その流れがほぼ同時期にあられて、江戸川区のほうはだいたい7月末に申請打ち切りがあって、8月一杯でその作業をして、9月頭ぐらいの、いわゆる就学時健康診断までには結論を出してしまっているというやり方をされております。ただこの2つですね、どちらをどう優先させているか、この表だけではなかなか読み取れませんので、一回江戸川区にも聴きますけれども、こういう事例は少ないと思いますが、こういう事例をしている区もあるという形ですから、先ほどの指定校の緩和とこれとやり方も実際の運用的なところも考えておく必要もあると思います。ちょっといろいろなやり方があるいろんなパターン、いろいろなやり方を聞いてみますけれども、たまたま手元にある資料では、江戸川区ではそういうやり方をとっています。こういうやり方も併用してやっていくこともちゃんと問題点、課題さえ整理すれば出来るかなと思います。これはご紹介ですけども。

委員

ちょっと事務局に運営を聞きたいのですが、例えば、今学校選択制が入ったとして、小学校6年生にA君がいましたと。とても乱暴者で、クラスメートのBさんにとってもひどいことをしましたと。そしてBさんはとても傷ついてここにいるのは辛いと、そういう場合に指定外通学でよその学校に行くというのは認められるケースですよ。それでBさんはとても嫌なA君とか、他のグループから離れたところに特別な事情で行かせてもらった。あとで学校選択制でそのA君が普通に入ってきた場合、キャンセルできるんですか？指定外を。

委員

あー、それね。

委員

もちろん、A君はBさんがどこに行ったかを知る由もないけれど、学校選択制で…。

事務局

結果としてまた出会ってしまうと。

委員

そうです。その時にあなたはこの学校にはならない、というのはないでしょう。

事務局

それは個人情報も含めて、非常に…、なぜだということになると。

委員

ですので、シビアな問題になるとあり得ると思うんです。せっかく指定外就学でなんとか逃げたのに、偶然にもまた気が付けば追いかけて来ていたと。その時に、ではもう一度逃げられるのか、それともこっち側の方にあなたは、学校選択制でこの学校を受けてはいけないという話をできるのかどうかという、そのあたり…。

事務局

逃げられるかというのか、仮にそういう理由で転校したのであれば、もう一度仮にそういう事情が発生すれば、その方にもお伝えして、どうされるかというご相談、さらに再転校するか含めて考えないといけないと思います。

委員

それはでも入学式までわからないという可能性が高いですね。誰がいる、というのがわからないわけですね。

事務局

それは、学校もどこまで情報を持っているのか。学校もですね、実際保護者から指摘を受けて初めて気づく場合もありますので、そこははじめの指定外の場合、今制度はございまして、基本的には指導部が学校現場と調整してこれを認める認めないをやっておりますので、今後選択制ということであれば、こういうこともケースは少ないでしょうが考えられますので…。

委員

小学校がわかるのではないですか。AさんはA中学校に行きました。そして関係の悪かったB君もA中学校に行きました。これはまずいぞということで、A中学校に連絡するなりして、どうされますかというのを両方に聞くということは考えられますよね。

事務局

ですので現場のほうで、小学校、中学校もそういう、ここはこういうことがありましたねというところの、連絡ミスがないようにしていけないといけないのですが。その対応は出てくると思います。今委員がおっしゃったように、そこをきめ細かくすれば、知らぬ間にまた会ってしまったということにはならないと思います。ただ、そのへんの工夫といえますか、そんなことが起こらないように留意する必要があります。

委員

小学校から中学校に上がる時に、特殊事情だったら把握するでしょうが、学校選択制で選ぶ場合には、こっちの子がどこを選んだかというのは分からないのではないですか。

委員

保護者がそういうふうに学校に、こういう理由で選択制を使ってどここの中学校に行きますと言ってもらわないとわかりません。

委員

わかりませんよね。だからいじめた側の子が、自由に学校選択制を使って行くということについては、把握できないですよ。いじめられた側は把握できても。なかなかそれは難しいですよ。

事務局

選んだ結果、このお子さんがどこに行ったというのは学校はわかります。結果論ですね。いくつかの学校から選択するわけなので、結局Aという学校に決めたということは学校はわかるので、そこに今おっしゃったように以前こんな問題があるから通っているということになると、このままだと問題が再発する可能性があるので、善後策を練らないといけないなといった、そのような状況をきっちり小学校はつかむと。ただ選ぶ前に、どこを選んでいるかということは学校はわからないので、選んだ結果ですね。

委員

時期的に学校選択制で学校が決定するのは3月のぎりぎりになったりもしますよね。

事務局

それは、そうですね。中学校の場合は補欠とか。うちの場合補欠は、私立の関係が多いので、それで空くのが一番大きいので、大阪の場合はだいたい1月末には合否の結果が出ていると思いますので、2月頃になると、4月まで1カ月ほど時間があるといえはありま

す。ぎりぎりにはならないと思うのですが。ただ、パタパタパタッとすることが起こり得ることはあります。

委員

卒業式までには、だいたいどこ行くかは把握しておりますが。もちろん要録の抄本を送ったりしないといけない関係もありますので。

委員

こっちの子がこの学校に決まってしまったということでしたら、こっちの子に急いで2月の段階で行きますかどうしますかということをお聞きしたいです。

委員

情報としては流さないといけないということですね。

委員

そうですね。そういうことになりますね。

委員

遅きということにはならないですね。

事務局

それはならないです。

委員

やはりそういうことも含めて、選択制をもしやるんだとしたら、こういう場合にはさらに変更することができる、変更させることができるというふうな規定をきちっと作っておかないと…。

委員

させることはできないんじゃないですか。いじめた側に。

委員

いじめた側に対して、あなたはこれでこうなって…。

委員

制限はできない。もしかしたら本人は更生しているかもしれなくて、いじめられた側の

意識としてただもう離れたい場合でしたら、加害者側も反省して全うになっているなら、どこに行ってもよいはずなので…。

委員

それは変更させるというのではなくて、変更できるということです。その事情を聴取したり、双方の意見を聴取した上で総合的な判断をするということですね。とにかくそういうふうな仕組みを作っておかないと、現場の情報が流れてくるのでいうふうなことはまずいだらうと思います。

委員

極めてレアケースですが、大阪市は結構子どもの数が多いので、ある程度このようなことはあると想定できるので、そのあたりは表に出さずに、裏で事務局側でおさえていたかかないと、その指定外就学で個人的にトラブルがあった、何かあった、そして選択制で余計に不安が増長したというふうにはならないようにだけは気をつけないといけないなとはあります。

委員

うっかりミスというか、そういうことで、一生懸命やったつもりが、中学校で顔を合してしまったというふうな時に、その時の対応というのもやらないといけない。

委員

今は選択制がないので、指定外就学で隣の学校に行ったら、その子はよほどの条件がない限り自分の学校、私立の学校以外出ることはありえないので、絶対離れるということになるんですが、選択制だったら選べてしまうので、偶然にも。

委員

そうですね。

委員

各論と総論とがいろいろあって、クラブ活動とかいじめの問題とかさまざまあって、お互いに影響し合っていくので、不可分な問題なのですが、今日の議論の根幹というか、まず整理しないといけないのは、学校選択制と指定外就学との関係をどうするかという総論の部分があり、その際にいろいろ各論が出てくるということなのですが、区長の立場から言うと、それぞれのさまざまな整理の仕方があって、それぞれにメリットがありデメリットがあるということを私も参加させていただいて十分ご議論をいただいて、いろんな方向性が列挙されるというのが今後の住民の皆さんからの意見を聞くうえでは一番良いかなと

思うんです。そのうえで、この整理の仕方について、最初に委員から、まず学校選択制ありきで指定外を補完的に使うのか、先に指定外があってそして学校選択制がその次に来るのかというような、2つのパターンについて良い悪いは別にしてお提示をいただいたのですが、もうひとつ整理の仕方としてはあると思うんです。それはさきほど事務局の方からお話がありましたように、同時に進めるというやり方でして、今日急に問題提議が委員からありましたので、次回までには制度設計を詳しく考えて来ないといけないと思うのですが、例えばおっしゃいましたように時期的に同時に進めるという方法もありますし、一方で選択の優先順位というか選択制の希望の中に、どうしても自分が外せない項目も同時に列挙することができる。そして、それだけは絶対に保障されるんだと。希望したところが、抽選ではずれたとしても、ここだけは絶対に守られるということが、各論としてどれなのかということですね。たとえば兄弟の通学とか、障がいに関わる施設とか設備の問題とか、絶対に保障されないといけないものもあわせて申請をして、非常に複雑な制度設計になると思いますけれど、それを総合的に教育委員会が実務的に判断をして最終決定をするという方策もあって、だいたい3つくらいのパターンがあるんじゃないかと、そしてそれぞれについてできるできないも含めて、あるいは各論でこういうことは入れるべきか除外するべきかということも含めて議論したうえで、その整理の仕方も選択肢が示されれば住民の皆さん方としても解りやすいですし、区長としても、こういう整理の仕方がありますということを説明しやすいかなと思うんです。以上が1点です。そして、そういう観点から考えた時に、ちょっと遡ることになるんですが、学校選択制のメリットについてが5ページに書いてあって、ここに4点ほど書かれてあるのですが、学校選択制のメリットという意味ではなくて、冒頭に委員がおっしゃったような絶対保障されないといけない権利というものがあって、その選択権があるんですよということも、学校選択制および指定外のメリットとして挙げておかなければならないことだと思うんです。自分が行きたい所に行けると、そういう権利を主張することができて、それが最大限認められるということも、反対論はあると思いますが、学校選択あるいは指定外を選ぶ人の固有の権利としてあるんじゃないかということ、どこかに触れておかないと、これはすべて学校づくりを推進させるとか、保護者の関心が高まるとかという、何というかサービスを提供する側の論理ばかりであって、サービスを選ぶ子どもの立場に立った視点からのメリットではないような気がします。

委員

絶対行けるではないんですね。

委員

絶対保障されるというわけではない…

事務局

最大限保障される…、今まではそういう保護者の意見をです、基本的に今の就学制度では聞くという仕組みが入っていませんので、今区長がおっしゃったように聞くという仕組み作りをきっちりと、その中で議論なり、いろんなことを保護者の方はおっしゃられると思いますが、やはりこれとこれとこれは聞かないといけないなど。そして次のは聞いたら聞きましょうとか、そこが順位付けともつながると思いますが、そういった整理、例えば障がいのある方でしたら、こういう事情を抱えておられるなら極力お聞きするようにしましょうとか、こちらの方は聞いたら良いですが、聞けない場合はごめんなさいですとか、その辺のところはあると思うんですね。

委員

そうですね、ですから私が申し上げたいのは整理の仕方を整理しましょうということで、どっちが先かということとともに、両方同時並行で進める制度設計も非常に複雑で教育委員会としては実務的に難しい点はあると思うんですが、「あり得る」と。そしておそらく1週間ほどあれば、同時に進めるやり方というのをある程度ご提示できるのではないかなと思うんです。

事務局

江戸川区でやっておられるので、こういうのを調べるとよりわかってくると思うんです。

委員

ただその場合であると、区ごとに学校選択制の形態が変わるとか、学校選択制自体を選ぶかどうかという話になったときに、指定外就学の許可基準の変更というのは教育委員会として一定の制度として、同じものを全市でやるということと各区で違う事情が出てくるということであれば同時にやると、すごく煩雑というか、この子に対してはこういう…。

事務局

実際の作業は、区と実務の話をしなれないと思いますが、基本的には我々も入りますが、細かい作業は区のほうでやってもらう必要はあると思います。そうしないと指定外の場合教育委員会だけで良い、そしてこっちの方は区役所、というばらばらに聞くことになるので、窓口としては区のほうで、ただどう整理するかは教育委員会も入ってきますけれども、窓口は一本にしなければ、親もどっちにももっていかなければならないのかというふうになってきて、ややこしいと思うんです。

委員

委員のご指摘は極めて重要なご指摘で、私は今の教育委員会の説明とは少し意見が違う

のですが、セットでやるということは、もし学校選択を区ごとの対応にするといった時には指定外も区ごとにやるということにならざるを得ないですよ。セットでやるのですから。指定外だけは大阪市全域でやって、選択だけは区ごとにやるのはあり得ないですよ、同時進行の場合は。だからそれは良いのか悪いのかの議論ではなくて、もし同時進行になった場合は、指定外についても区ごとで決定というか、方向性を出すというメリットというかデメリットというか、人によって捉え方が違いますけれども、そういうことも熟議の結果、もし仮にデメリットとしたらそういうデメリットもありますよと、そういうことを提示することが住民にとってわかりやすいと思います。

委員

今ありましたが、指定外就学にあたってこれだけは保障してほしいというところで申請書に記入するというのは非常に良い案だと思っています。その中で平たく言いますと、こういう制度だとPRしても、1人で働いている親だとか共働きの親だとか、読まない人が多いと思うんですね。周知の仕方にもよるんですが、これは偏見かもしれませんが、大阪の虐待率が日本一だということで、周知の仕方にもよるんですが、読まない。選択制にすると少し親が考えるかもしれない、立ち止まるかもしれない。要はこれだけの保障ができるだけ最大限やりますということを申請書に書く指定外就学はおもしろいのかなと思いました。

委員

区長がさきほど区ごとにする指定外というのは、区で指定外の内容を決めるという…。

委員

いえ、ですからそういうことも含めて議論したら良いんじゃないかと。おそらく今事務局がおっしゃったのは、それは実務的には市で統一ではないでしょうかという主旨だと思うんです。最終的にはそうなるかもしれませんが、そういう考え方もあると。そして指定外について区ごとに議論しても良いのではという議論もあると思うので、それが両方どちらが良いとか悪いとかではなくて…。

事務局

ですので先ほど申し上げましたのは、だいたいどの区でもある統一的な項目は今議論があると、ただ私もわかりませんが、区によったら今うちではこういう事情を抱えていますと、他の区では関係ないが、やはりうちの区では指定外基準に入れなければ意味ありませんよと、いう事由があるかもしれない。そういう場合はその区に関して、その区の特殊事情として付け加えるといったやり方もあると思います。ただ、地理的なことであればそれは24区ほぼ同じような状況だと思うので、そういう共通的な項目と特異な項目と…。

そして特異な項目は区の方で、それがいいのかないのかやはり意見集約のなかで議論してもらおうということで、うちの区はさらにこういうのは入れますよというのもひとつの方法だと思います。

委員

区ごとに、区の特徴、どういう方向性を将来に据えるかというところからも徹底的に議論していただきたいと思っております。24区にはいろいろな理由があり、一切、基準を緩める必要を感じない区も考えられるし、その逆もあります。その辺はきちんと議論していただくのが良いと思います。ただそれをやってはいけないよ、ということがあるかもしれません。その点はチェックする必要があります。

事務局

あと資料の6ページ、7ページですね。距離的なものはこの前から触れておりますけれども、地域との関係もこの前からいろいろ意見が出てきておりました。あるいは生徒数の偏りは保護者にどうPRするかと、表裏関係になっていると思うんですが。あと、うちがやってきておりました越境防止ですね。適正就学とかの関連。これはフォーラムでも聞かれていますのですが、そういったものをどのように整理するのかといったところもご意見ありましたら、意見交換していただいたらありがたいのですが。

委員

適正就学に関しては今までどおりで良いのではないですか。ルールを守らない人に対して、ルールをちゃんと守りましょうということですので。

事務局

基本的には事務局もそのように思っております。そして、東京の方に聞かしても、適正就学の取り組みというのは選択制をやっておられる区もすべてやっています。極端な話ですね、困っているのは、要は抽選になるわけですね。一部の学校は。もともとその学校の校区におれば、抽選の対象外ということになりますから、やはりそこに住基を置きたいというご家庭の方がおられると。ただ教育委員会や区役所、あるいは学校が調べるとそこに生活実態がないという場合も。これは残念ながら発生すると。そういったことに関しては、やはり個別対応だと言っておられますが、そういう事実がわかれば本来な適正な就学に指導しますといったところはどんな所もやっておられますので、それはうちも選択制をやったとしても、あるいは選択の公平を保障する意味からもこれはやる必要はあろうかと思っております。6ページ、7ページの項目はこれまでの項目との関連性もある項目ですが。

委員

これについても議論するのですか。

事務局

ええ、何か意見がございましたら。特に偏りなんかも。東京等が悩んでおられるのは、保護者の風評ですね。評判というんでしょうか。そうなってくると学校のほうがいかに選択してもらい情報をいかに出していくのかというところ、そしてやはりその中で、集まらないという学校に対しての支援策みたいなものを、それをどう仕組みをつくるのかといったその辺のところがあるかと思えますけど。

委員

風評という意味で言えば、この熟議での議論もすごく慎重にならないといけないと思うんですね。ここでの議論が流れて、それが風評になってはいけないと思っております、例えば学校と地域との関係ということでいろいろ列挙がされてあって、これは撤退したところを中止とした理由付けになっているので、どうしてもデメリットが強調される傾向になっておりまして、本当にこれがすべてかというところの誤解は解いていかないといけないと思うんです。例えば具体的には保護者の自治会等組織への参加の気持ちが希薄になっているとか、地域と学校との関係が希薄になっているとかいうことは、これはその日本全体が抱える少子化とかあるいは核家族化による帰結であって、果たして学校選択制が原因だったかというのは、おそらく実証的な検証はないはずなんです。もし実証的な研究成果があるのでしたら、それはここで出して、選択制が導入されたことによって、それが原因で学校と地域との関係が希薄になったというのを客観的に、実証的に議論する価値はあると思うんですが、これだけが強調されると、これを見た住民の方が本当にそうなのかなと、それもひとつの風評になってしまうので、申し上げたいことは必ずしもこういう整理が正しいとは言えないし、実証研究は私が知る限りではないということです。

委員

メリットデメリットとして挙げるからにはそういう面はあると思うんですけれども、メリットも同じであると。

委員

そうですね。

事務局

ですので、そういう意味ではメリットデメリットどちらも列挙するという、この項目だけではないんですね。この熟議に関していろんな手法をですね、メリットばかりではなく、

すべてメリットとデメリットを抱えておりますので、基本は最後のまとめかたとしましてはメリットとデメリットと、普通にどちらも列挙し、それを各区で議論してもらいますのでそこも含めて見ていただいて、メリットはメリットでどう活かすのか、デメリットはデメリットでどう克服するのかといったところも含めて意見集約していただきたいと思うんです。

委員

私が申し上げたいのはそういうことではなくて、デメリットとメリットというのは所要の問題として整理されるわけです。例えば、地域との関係が薄くなると、これはデメリットであるという整理をする以前の問題として、本当に希薄になっているのかどうかというのをちゃんと議論した上でデメリットに入れないと、もし希薄になっているとすればデメリットですよ。ただ私が言っているのは本当に希薄になっているのですかということころの話であって、メリットとデメリットを挙げる際にはそう言っている人もいるという意味のメリットデメリットもあれば、実証的にそういうことが客観的な事実として言えるというメリットデメリットと2つあるんじゃないかということなんです。

事務局

そこはまとめ方の、表現になりますかね。

委員

そうですね、はい。そこを気をつけないとですね…。

事務局

そのデータになるものは、できましたらこの中にも一緒に載せようと思うんです。そういう客観的に知ってもらったら良いデータがあれば、そのデータを見てもらったらそこに書いてあることがより明らかになりますので、それはいろいろな項目に関して、そういうデータも…、文章だけでは分かりにくいと使えるデータもいろいろあって、そういったものの整理をしなければ読んでいてもなかなか分からないといったご指摘もいただいておりますので、まとめ方としましてはそういうことにも気をつけないといけないと思いますね。

委員

選択制に関わって、以前ひょっとしたらこの場で意見が出ているかもわかりませんが、今日は代替で出てきておりますので、ひょっとしたら重なるかもしれませんが、必ず子どもの意思確認の仕組みを入れてあげないと駄目だと思うんです。どうしても学校選択制の場合は、保護者の方の意向がかなり強く働くと思うのですが、最終的に学校選択制の場合には、校区を越えて別の学校に行く可能性がありますので、そうなった時に友達関

係が希薄になってしまうというようなことが、もしも子どもが辛い思いをした時に、子どもがその学校で上手く学校生活を送れなくなる可能性がありますので、やはり最終的には本人が自分の意思でこの学校を選択するんだというそういう意思確認の仕組みをぜひとも入れていただきたいと思うんですけれども。

事務局

中学校に行く時は、小学校6年生のお子さまなので、いろいろご家庭の中でもお話はできますし、一定仕組みづくりの中でお子さまはどうなのかと整理するプロセスを入れ込むことがあるのかなと思うんですが、小学校の時はお子さまが幼稚園、保育所なので、その仕組みをどのように入れるのが難しいかなと。今おっしゃったのは中学校の選択の時には大きな捉まえないといけないひとつのプロセスではないかと思うのですが。

委員

校区の学校を最終的に保障するということと同列に、その学校の最優先の方が一番多く進学されている中学校についても保障すると、もし希望されれば。そういう客観的な基準を入れるという手法も考えられているんです。

委員

中学校も校区なので基本的には多く行っていると思うんですが。

委員

と思いますけど、ただ違う場合は、多くの友達という指定を入れて。

委員

それはないのではないですか。小学校が2つの中学校に進学する時だけですね。港区の市岡小学校とか…。

事務局

ごく一部ですね。現状として友達関係言いますと、そこに行くというのが普通だと、それは保護者も子どもも思っておられますので、友達関係で言いますと今の校区制と表裏一体に、現状としてはなりますね。ただ、今委員がおっしゃったように、校区によって複数の中学校に分かれて行かなければならない場合がございまして、そういった場合はいろいろな受入れ方があっても…。

ファシリテーター

小学校から中学校に行く場合には分かれるのですか。

委員

ほぼ50：50に分かれるという可能性もあるんですね。

事務局

というのもありますし、ごく一部の地域だけが別の中学校と。

委員

半分ずつというのはあまりないと。

事務局

住んでいるところの住所指定なんです。その中で希望を聞いているのではなく、その小学校の校区の中でここにお住まいの方は、別のこの中学校ですよという取り決めなので、その中で子どもさんや親御さんに2つ中学校行けますよと、どちら行きますか、という希望は聞いていないんですね。住んでいるところによってわかれている。

委員

調整区域なんかは。調整校と指定校とか。

事務局

調整校はそうです。調整校は、指定校ではなくて調整区域がありますので、ご家庭で相談してもう一回区役所に申請されて調整校の方に就学するのはどうかというふうにしていただきますが、今言いました2つの中学校に分かれるのは…。

委員

調整区域をなくした場合、子どもさんの意思、友達関係の視点で、従来通っていた学校を優先扱いすることも考えられます。

事務局

あと残されておりますのは、今調整区域が出てきましたが9番目の大きな調整区域の設定という、これも幅広く言いますと保護者の選択のひとつとなってきますので、いわゆる指定校とは別に行けるという制度になっておりますので。ただこれは今のところ、うちは学校の統廃合とか特殊事情で設定している理由がほとんどでございまして、あとは時々あるのは区役所から地元からの要望で、ある地域に関して調整区域をかけますというのがありますが、どちらかと言えば非常にレアケースになっております。これはお住まいの全体の地域が網にかかりますので、各ご家庭の問題では…、観点は外れているんですが、そこ

にお住まいのご家庭からすると、選択する権利が結果として生じてくるといったものでございまして、ただ先ほどから申し上げておりますように、今後それを行った場合に、選択制でも指定外でも場合によっては抽選うんぬんというのがあります。今のうちの調整区域の場合は抽選とかそういうのは一切ありませんで、申請があれば基本的には全員受入れるというかたちになっておりますので、仮に整理するにはその問題をどうひょっとしたら見直すのかという問題も考えていく必要があるかと。

委員

現実、調整区域で指定校と調整校とわかれている比率とかいうのは…。

事務局

それは地域によって…。

委員

ばらばらですか？

事務局

50 : 50というのは少ないですね。やはりどちらかに偏っていますね。どちらかに偏っていますね。それが本来の指定校に偏っているところもあれば、調整校に偏っている地域もあります。

委員

そういうのは、この際整理するというのは難しいのですか。というのは調整区域というのは、本来暫定的なものという主旨がありますよね。

事務局

おそらくこれはやってみないといけないと思いますが、この間そういった働きかけを実は暫定的とはいえどやっておきませんので、それを変えるにしても、来年変えますよというような、期限を何年猶予持たせるのかという議論はあるのではないかなとは思いますが。一方的に来年で終わりですとなれば、やはり混乱が生じてくるのではないかと。例えばこういう意見交換をしながら、そしたら3年後にはこの制度はいったんここで打ち切りますよというような話はあるのではないかと思うのですが。それと、もうひとつ特殊なのは、これ調整区域はどちらかというのがあるのですが、1回目の時に資料をお渡しいたしました。他の区に通える校区が実は市内で大きく2つございまして。浪速区から西区に通うところと、西成区から阿倍野区に通うところ。ここは調整区域ではありません。指定校としてこのようになっているんです。その学校に通うという。これは調整区域とは別の

問題がありますので、実はこういうのは戦後50数余年これですっきりしておりますので、調整区域の問題よりは見直しに関しては時間がかかってしまうのではないかと思うのですが、ただそういう問題も今後どのようにするのかは視野の中に入れておく必要があるかなということですね。

委員

この資料にも書いてありますように、地域の実情に応じて調整区域を設けたところがあるんですね。実際区の実務担当者は、実際問題ですけど、もし仮に導入された場合と言いつつ、地域の御意向を、おそらく住吉だけではなく他の区でもそうだと思うのですが、実際やってると思うんです。そういう話はしていると思いますから、もし必要でしたら教育委員会の方で各区の実務担当者が調整区域に入って地域の方々とどんな会話をしているかということはある程度とりまとめができるのではないかと思います。

委員

これは、歴史とかも大事にしないといけないと思いますし、市として決めておいた方がよいということもあるのでしょうか。

委員

大きな制度についてはそうかもしれませんね。個々の運用は区ごとにというのはあるかもしれませんが。調整区域そのものの在り方については、オール大阪で少し議論しておく必要が…。

事務局

指定外も調整区域も、基本的な考え方、これはまず決めさせていただいてそれに依って区の事情をさらに加える必要があるのかなのかは…、結果として区によって差がつくというのはあり得るのかなあと思うのですが、それの方が分かりやすいところは。特に区境とか、そういう問題になれば隣接区との調整も必要でしょうし、そういった問題は区間で話してもらおうというのがひとつのやり方でしょうし、やり方はいろいろあると思いますね。

これで一通り項目としては、最初提示した項目にはなぞったというかたちになりまして、今後のスケジュールですけども、次回もグループ議論していただこうと思いますので、最初からやはりまだここは少しありますよというところは議論していただきたいと思ひますし、私が今日のあいさつで申しあげましたとおり、次回の熟議では整理に向けた骨格みたいな…、中身はまだ本日の分も含めて整理しないといけないですので、来週は難しいとは思ひうのですが、柱建てみたいところは見ていただいて、組み立てとしてこれで良いのか、いやこちらの方が良いのかという議論も次回ぐらいからしていただきたいと。それまでは事務局とファシリテーターで討議をさせていただきます。

ファシリテーター

本日は時間を過ぎてまで熱心に討議していただきありがとうございました。

(事務局より次回日程を連絡し、終了)